ICOCA加盟店規約

第1条(総則) 本契約は、ICOCA加盟店が、利用者との取引代金の決済に関して電子マネー取引を利用する場合の、ICOCA加盟店とトヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)

第2条(用語の定義)
本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとします。
本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとします。
1.「I COCA 加盟店」とは、西日本旅客鉄道株式会社(以下「J R西日本」という)がI COCA電子マネー取引に係る加盟店として指定した店舗等であって、本規約を承認のう
え、当社に加盟を申し込み、当社が加盟を承認した者をいいます。
2.「I COCA電子マネー」とは、発行者がI C かード等に記録される金額に相当する対価を得て、J R西日本の定める方法でI C カード等に記録した金銭的価値をいいます。
3.「I C カード等」とは、利用者がI COCA電子マネーを停着、利用するための、I C チップを内蔵するI COCA ロゴが付きれたカード等の情報記録媒体をいいます。
4.「発行者」とは、J R西日本またはJ R西日本がI COCA電子マネーの発行者として指定する会社もしくは組織をいいます。
5.「利用者」とは、発行者が別に定める「I COCA電子マネー取扱約款」、または発行者以外の者が定める他社発行電子マネーに関する取扱規則に同意し、電子マネーを利用
オエモをいいます。

5.1利用省」とは、発行者が加に及の3 「CUCA電子マネーを利用する者をいいます。
6.「チャージ」とは、発行者の定める方法でICカード等にICOCA電子マネーを積み増しすることをいいます。
7.「ICOCA端末)とは、AR石者の定める方法でICカード等にICOCA電子マネーを積み増しすることをいいます。
7.「ICOCA端末とには、AR面日本の定める仕様に合数し、ICOCA電子マネーもはび他社発行電子マネーの読取り、引去りおよびJR西日本が特に認めた場合は書込みをすることができる機器(リーダ・ライタ)(以下「端末」という)で、当社からICOCA加盟店に、設置および利用が許され、かつICOCA加盟店がICOCA加盟店が「COCA電子マネーに関するシステムの円滑な運営のために管理する端末をいいます。
8.「移転」とは、ネットワーク、ICOCA端末等を媒介することといいます。
9.「電子マネー取引」とは、利用者がICOCA加盟店が、100名の場合でJRの会議的価値を引去り、発行者の電子計算機、ICカード等またはICOCA電末に関約の会議的価値が積み増しされることをいいます。
9.「電子マネー取引」とは、利用者がICOCA加盟店が、100名のより、物品、サービス、権利、ソフトウエア等の商品または役務(以下「商品等」という)を購入しまたは提供を受ける際に、会議等に換えてICOCA電子マネーまは他社発行電子マネーをICOCA加盟店のICOCA端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。
10.「各選」とは、JR西日本の承認を受けずに複製等により、ICOCA電子マネーと同様または類似の機能を持つ電子的情報を作出することをいいます。
11.「変造」とは、JR西日本が承認を受けずに複製等により、ICOCA電子マネーと同様または類似の機能を有っ電子的情報を作出することをいいます。
12.「他社発行電子マネーと複数では、12.1位社発行電子マネーと内容が異なり、かつICOCA電子マネーと同様または類似の機能を有って多分の情報を作出することをいいます。
12.1位社発行電子マネー)とは、発行者以外の者でJR西日本が別に指定する者が情報記録媒体に記録される全額に相当する対価を得て、当該情報記録媒体に記録した全 銭給価値をいう。

| ICOCA 加盟店は、前冬に定める電子マネー取引を行う店舗又は施設(以下「ICOCA 取扱店舗 | という)について、あらかじめ当社に所定の書面をもって申請し、当社の 1.ICOCA加盟店は、前条に定める電子マネー取引を行った舗头は施設(以下ITCOCA取扱店舗)というについて、あらかじめ当社に所定の書面をもって申請し、当社の 来該を得るものとします。当社は当該権定を承認した場合、ICOCA加盟店番号を付与します。申請内容について変更を行う場合も同様とします。また、ICOCA加盟店は、加盟店においてICOCA電子マネー取引を中止又は終了する場合、あらかじめ当社に所定の様式の書面をもって申請し、当社の承認を得るものとします。 2.ICOCA加盟店は、すべてのICOCA取扱店舗内外の利用者の見やすいところに当社所定のICOCA加盟店構議等を掲示するものとします。 3.ICOCA加盟店は、当社から電子マネー取引に関する資料の請求があった場合、湿滞なくその資料を提出するものとします。 4.ICOCA加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、ICOCA電子マネー及び他社発行電子マネーに関するシステムの円滑な運営および、ICOCA電子マネー取引の善友向上に協力するものとします。またICOCA加盟店は、当社よりICOCA電子マネーの利用促進施策およびこれにかかわる掲示物設置等の要請を受けた時は、こ

れに応じるものとします。 5.ICOCA加盟店は、JR西日本、当社およびそれらの委託先が、ICOCA電子マネーの利用促進のために、ICOCA加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などにI

SICOCA加盟店は、JR西日本、当社およびそれらの委託先が、ICOCA電子マネーの利用促進のために、ICOCA加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などにICOCA加盟店の名称、標章および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
6.ICOCA加盟店は、電子マネー取引に関する情報、ICOCA端末その他の付帯設備、及びICOCA加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これらを第三者に使用させてはならないものとします。
7.ICOCA加盟店は電子マネー取引の運用にあたり限連諸法規を遵守するものとします。
8.ICOCA加盟店は、本契約に定める義務等をICOCA加盟店の従業員、その他ICOCA加盟店の業務を行う者が選中させるものとします。
9.ICOCA加盟店は、本契約に定める義務等をICOCA加盟店の従業員、その他ICOCA加盟店の業務を行う者が、電子マネー取引を行うものとします。
11.ICOCA加盟店の従業員、その他ICOCA加盟店の企業を入する中国に関連して行った行為は、すべてICOCA加盟店の行為とみなします。
11.ICOCA加盟店が本契約及びICOCA電子マネー取扱約款又は他社発行電子マネー取引者向けの約款に定める手続きによらず電子マネー取引を行った場合には、ICOCA加盟店はその一切の責任を負うものとします。
13.ICOCA加盟店は、本条第1項に基づく当社の承認に加え、別途1月店日本の指定を得るものとします。
13.ICOCA加盟店は、本条第1項に基づく当社の承認に加え、別途1月店日本の指定を得るものとします。
13.ICOCA加盟店は、本条第1項に基づく当社の承認に加え、別途1月店日本の指定を得るものとします。
14.ICOCA加盟店は、本条第1項に基づく当社の承認に加え、別途1月店日本の活定を得るものとします。
15.ICOCA加盟店は、本規約により認められている場合と強い事前の書面による承諾を得た場合を除き、当社および1月百日本の商号、商標、標章その他の商品又は営業に関する一切の表示(以下「当社等の表示)という)および当社等の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないものとする。

TCOCA加盟店は、ICOCA加盟店標識、ICOCA端末等を購入する場合の購入代金を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われたICOCA加盟店 標識およびICOCA端末等の代金は、ICOCA加盟店または当社が本契約を解約または解除した場合にも返還されないものとします。

第5条(届出事項の変更) 1.1 COCA加盟店は、当社に届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・1 COCA取扱店舗および振込指定金融機関口座、業種、販売方法その他所定の書面に記載した 諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の書面により、当社への届出印を捺印のうえ届け出、当社の承認を得るものとします。 2.前項の届け出がないために、当社からの通知または送付書類、振込金等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に I COCA加盟店に到着したものと

第6条(地位の譲渡等)

第6条(18世紀)の最後寺) 1.1COCA加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。 2.1COCA加盟店は、1COCA加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡し、貸与し又は一切の担保に供しないものとします。 3.当社は、本契約上の全ての地位を第三者に譲渡することができるものとし、1COCA加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

第7条(業務の委託) 1.ICOCA加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。 2.前項にかかわらず、当社が事前に承認した場合には、ICOCA加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。 3.前項により当社が業務委託を承認した場合においても、ICOCA加盟店は本契約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した業務代行者が委託業務に関連して当社または発行者に損害を与えた場合、ICOCA加盟店は業務代行者と連帯して当社または発行者の損害を賠償するものとします。 4.ICOCA加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に当社に申し出、当社の承認を得るものとします。 5.当社は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を、ICOCA加盟店の承諾を得ることなく業務代行者に委託することができるものとします。

##U#ペーロンログ曲(マールス)。 1.|COCA加盟店は、利用者から「Cカード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本契約に従い、正当かつ適法に店舗等において電子マネー取引を行うものとし

。 21COCA加盟店は、根示された1Cカード等について1COCA健実に無効である旨の表示がかされた場合には、当該1Cカード等の根示者に対して電子マネー取引を行って はならないものとします。 3.ICOCA加盟店は、明らかに偽造、変造若しくは破損と判断できるICカード等を提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合は電子マネー取引を行っては

3.ICOCA加盟店は、明らかに得適、突迫者しくは破損と判断できる「Cカート等を提示された場合、または明らかに不止使用と判断できる場合は電子マネー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社の指定する連絡先に連絡するものとします。 4.ICOCA電子マネー取引においては、利用者の「Cカード等から「COCA端末に、商品等の代金額に相当する「COCA電子マネーの移転が完了した時点で、移転した「C CCA電子マネー相当分の利用者の「COCA加盟店に対する代金債務をJR西日本が免責的に引き受け、その後直ちに、当社が当該代金債務をJR西日本から免責的に引

さないるものとしょす。 5.1COCA加盟店は、ICOCA電子マネー取引を行うにあたっては、ICOCA端末および当該端末を接続する機器により取引代金の入力、ICOCA端末によるICOCA

5.ICOCA加盟店は、ICOCA電子マネー取引を行うにあたっては、ICOCA端末および当該嫡末を接続する機器により取引代金の入力、ICOCA端末によるICOCA 電子マネーの残動の軽転を行うものとします。この時ICOCA加盟店は利用をは対し、取引代金およびICOCA電子マネーの残動の確認を求め、その承認を得るものとします。 6.ICOCA加盟店は、1回の電子マネー取引を、2枚以上のICカード等により行うことはできないものとします。なお利用者のICカード等のICOCA電子マネーの残額が 取引代金に満たない場合は、当社が特に認めた場合を除き、現金その他の支払い方法により不足分の決済を行うものとします。 7.ICOCA加盟店は、システスの協善情は、システスの協一機能・またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことをあらかじめ承認するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも当社は真を負わないものとします。 8.ICOCA加盟店がICOCA電子マネー取引の売上として利用者のICカード等から引法ることでするICOCA電子マネーは、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額(税金・送料等を含む)のみとし(ただし、本条第6項による取引の場合に現金その他の支払い方法により決済した額を除く)現金の立て替えおよび過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。また、ICOCA電子マネー取引に際し、ICOCA電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回縁り返すことを含べきないよのとします。

第8条の2(他社発行雷子マネー取引)

のボングく(1817年7月電ブ・ペールの)/ 「COCA加盟日本が指定した他社発行電子マネーを使った取引(以下「他社発行電子マネー取引)という)を希望する者(以下「他社発行電子マネー取引者)と う)から他社発行電子マネーの情報記録媒体の提示により他社発行電子マネー取引を求められた場合には、正当かつ適法に店舗等において他社発行電子マネー取引を行 いう)から他社発行電子マネーの情報記録媒体の提示により他社発行電子マネー取引を求められた場合には、正当かつ適法に店舗等において他社発行電子マネー取引を行 うものとします。 2.ICOCA加盟店は、他社発行電子マネー取引者が他社発行電子マネーの情報記録媒体を提示した場合には、他社発行電子マネーに係る他社発行電子マネー取引者向け

2.TCUCA加盟店は、他社会行電子マネー取引者が他社会行電子マネーの情報起酵媒体を提示した場合には、他社会行電子マネーに味る他社会行電子マネー取引者向けの の約款に従い、電子マネー取引を行うものとします。 3.ICOCA加盟店は、他社発行電子マネー取引が行われた場合において、他社発行電子マネー取引者の情報記録媒体からICOCA端末に対し、商品等の代金に相当する他 社発行電子マネーの移転が完了した時点で、他社発行電子マネーの発行者が他社発行電子マネー取引者のICOCA加盟店に対する代金債務を免責的に引き受け、その後 直ちに、当社が当該代金債務を当該発行者から免責的に引き受けるたのとします。 4.ICOCA加盟店は、他社発行電子マネー取引、前項により当社が引き受けた代金債務の精算その他他社発行電子マネーの取扱いにつき、当社が別途指定した場合及び本 規約に他社発行電子マネーに関する記載がある場合を除き、前条に定めるICOCA電子マネー取引、その他本規約の規定に準じてその取扱いを行うものとします。

第9条(差別的取扱いの禁止・協力義務) 1.ICOCA加盟店は、本条第2項に定める場合を除き、正当な理由なく利用者との電子マネー取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求したり、電子マネー取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。 2.ICOCA加盟店は、以下に定める内容の電子マネー取引を行わないものとします。

(1)公序良俗違反の取引

(1)公床食俗違反の取引 (2)法律上禁止された商品等の提供 (3)有価証券および金券の取扱い (4)その他当社が不適当と判断する取引 3.1COCA加盟店は、当社から、利用者のICOCA電子マネー取引の使用状況などの調査の要請があった場合、これに応じるものとします。 4.1COCA加盟店は、利用者から電子マネー取引および商品等に関し、苦情、相談を受けた場合や、ICOCA加盟店と利用者との間において紛譲が生じた場合、または、利用者、関係省庁その他の行政機関等から本条第2項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、ICOCA加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとしま

ッ。 5.ICOCA加盟店と利用者との間で前項に定めるトラブルが発生した場合、当社は、ICOCA加盟店に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとします。な ICOCA加盟店は、当社が行う調査に対し協力するものとします。

6.前項に基づく調査により、当社がICOCA加盟店に対しトラブルの再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、ICOCA加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。

第10条(商品等の引き渡し

物「USA、IBBIOHYPOTICACU」 1.ICOCA加盟店は、ICOCA電子マネー取引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとし、直ちに商品等の全てを引き渡しまたは提供 することができない場合は、利用者に書面等をもって引き渡し時期等を通知するものとします。 2.ICOCA加盟店は、ICOCA電子マネー取引による商品等の引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面 等により当社に申し出、当社の承認を得るものとします。

末が受信した場合を含む)、当該通知によって無効とされたICカード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとします。また、ICOCA加盟店は、無効とされたICカード等について、当社の指示に従った取扱いを行うものとします。

第12条(電子がJ内轄の述文目) 1.ICOCA加盟店は、電子マネー取引によって利用者のICカード等より移転されたICOCA電子マネーおよびこれに付随する情報を、当社の定める通信手段・手順等により ICOCAサーバ(以下「中継サーバ」という)に移転および送信を行うものとし、またネガデータ等を受信するものとします。 2.前項の通信にかかわる費用は、ICOCA加盟店の負担とします。

第13条(雷子マネー取引の精質,取扱手数料)

第13条(電子マネー取引の精算、取扱手数料)
1.当社は、ICOCA加盟店に対し、本条に定める方法により、ICOCA加盟店が、本契約に従って利用者にICOCA電子マネーを利用させることにより取得する電子マネー 取引による死上全額相当の精算全を支払うものとします。
2.ICOCA加盟店は取扱手数料、利用者との取引代金の決済において電子マネー取引のシステムを利用する対価しとして、ICOCA布置子マネーの利用による売上全額を合計 した全額に、ICOCA加盟店に取扱手数料、利用者との取引代金の決済において電子マネー取引のシステムを利用する対価しとして、ICOCA布置子マネーの利用による売上全額を合計 した全額に、ICOCA加盟店に対する第1項の支払いは、当月1日より15日取引分を当月15日締切日、当月16日より末日取引分を当月末日締切日として当社に到着した当該電 子マネーの利用による売上全額の総裁はり、前項の支払いは、当月1日より15日取引分を当月15日締切日、当月16日より末日取引分を当月末日に未定日が参切日の場合は当月末日に、末日が参切日の場合に当力表目に、FCOCA加盟店指定の全融機関用で圧振り込むことにより行うものとします。ただ、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が全融機関体業日の場合は翌営業日、月末が全職機関体業日の場合には前営業日を支払日とします。振込みにかかる手数料は、当社の負担とします。

・ 4.当社のICOCA加盟店に対する電子マネー取引精算金は、当社が直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した所定の会社が立替払いをするものとしま

す。 5.ICOCA加盟店は、当社から支払通知書が送付された際には、その記載内容を確認するものとし、それに異議がある場合、支払通知書が送付された日から30日以内に当 社に申し出るものとします。ただし、支払通知書が送付された日から30日以内に申し出がない場合には、当社はICOCA加盟店が支払通知書の記載内容を異議なく承認し たものとみなすことができるものとします。

たものとみなずことができるものとします。 6.前項の規定にかかわらず、ICOCAが盟店に放意または過失がある場合を除き、ICOCAが盟店のICOCA端末から当社へICOCA電子マネーの移転がなされなかった場合で、かつ当社においてICOCAが盟店のICOCAが関店のICOCAが関店のICOCAが関店に対し、当社はICOCAが関店に対し、当社はICOCAが関店に対し、当該確認ができた金額に関する電子マネー取引精算全の支払いを行うものとします。 7.当社にICOCAが盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、当社は第3項により支払う代金から当該代金を差し引けるものとします。また、ICOCAが盟店が

イミコに「COCA加盟店により支払う代金以外の請求代金がある場合には、当社は第3項により支払う代金との大変払う代金とします。 も当社へ第3項により支払う代金以外の請求代金がある場合には、当社は第3項により支払う代金ともかで支払うとかできるものとします。 8.前項の場合、当社が「COCA加盟店に支払通知書を送付している場合には、当社はこの支払通知書に前項記載の取扱いを記載するものとします。

第14条(偽造および変造された電子的情報の取扱い等) 1.ICOCA加盟店は、ICOCA機実に移転された電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合、または明らかに偽造または変造されたと判断できる ICカード等その他ICカード等の有効性が明らかに疑わしいICカード等を提示された場合には、当社の指定する方法により、当社にその旨を直ちに連絡するとともに、当該 電子的情報について、当社の指示に従った取扱いを行うものとします。

2.I COCA加盟店が前項に違反して取引を行った場合、I COCA加盟店は当社に対し当該取引にかかわる売上金額に対応する電子マネー取引精算金の支払いを請求する

ことができないものとします。
3.ICOCA加盟店が本条第1項に規定する連絡を含む本契約上の義務を遵守した場合には、当社はICOCA加盟店に対し、当社が確認することができる額を限度として、 協議主たは安造された電子的情報について金銭による補償を行うものとします。ただし、当社が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、こ の限りではないものとします。 (1) ICOCA加盟店または、ICOCA加盟店の従業員その他ICOCA加盟店の業務を行う者が故意または過失により当該偽造または変造に何らかの関与をした場合 (2) ICOCA加盟店が当該電子的情報の移転を受ける際に、当該電子的情報が偽造または変造されたものであることを知っていた場合、またはICOCA加盟店が重大な過

失により当該電子的情報が偽造もしくは変造されたことを知らなかった場合 4.紛失・盗難された1Cカード等が使用された場合、または偽造・変造された電子的情報による売上などが発生した場合に、当社が1COCA加盟店に対しこれらの状況等に関 する調査の協力を求めた時には、ICOCA加盟店は該実に協力するものとします。またICOCA加盟店は、当社から指示があった場合もしくはICOCA加盟店が必要と判断した場合には、ICOCA加盟店またはICOCA加盟店の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第15条(返品等の取扱い

現15条、返品等の取扱い) ICOCA加盟店は、電子マネー取引にあたり、返品その他の理由により利用者との電子マネー取引の取消しを行う場合、利用者に対して当該電子マネー取引による売上金額 相当の金員を現金で払い戻すものとします。この場合であっても、ICOCA加盟店は当社に対して第13条第2項に基づく取扱手数料を支払うものとします。ただし、当社が 指定する条件により電子マネー取引を取消す場合には、ICOCA電子マネーをICOCA端末から当該取引に使用したICカード等に移転することにより払い戻しができるも

第16条(雷子マネー取引結算全の支払いの取消しおよび留保)

第10条(電子マネー取引精業主以文払いの政府とみとの確保) 1.次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社は100CA加盟店に対し、当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算全の支払いの義務を負わないものとします。 ただし、本項(2)に該当する場合で、当社が当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算全の支払いを承認した場合はこの限りではないものとします。 (1) ICOCA加盟店から送れぐ軽転された100CA電子マネーが正当なものでない時 (2) ICOCA加盟店が、第12条第1項に基づく移転、送信および受信を行わなかった場合

(3) ICOCA加盟店が、第8条および第8条の2に違反して電子マネー取引を行った時 (4) ICOCA加盟店が、第9条第2項に違反して電子マネー取引を行った時 (5) ICOCA加盟店が、第11条に違反して電子マネー取引を行った時

(6) I C O C A 加盟店が、明らかな不正使用に対して電子マネー取引を行った場合

(6) ICOCA加盟店が、明らかな不正使用に対して電子マネー取引を行った場合
(7) その他 ICOCA加盟店が、明らかな不正使用に対して電子マネー取引にかる電子マネー取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、IC
2 当社が、ICOCA加盟店に対し前項に該当する電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金を返還するものとします。なお、ICOCA加盟店が当該電子マネー取引精算金を返還
しない場合には、当社は次回以降支払いとなる ICOCA加盟店に対する電子マネー取引精算金を必返還するものとします。
3 当社が、第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があると認めた場合には、当社は調査が完了するまで当該電子マネー取引にかかる電子マネー取引精算金の支払い
金留保することができるものとし、当社は当該資保期間中の運延損害金の支払いを免むものとします。
4 前項の調査開始より30日を経過後も、第1項配載の各事由のいずれかに該当する可能性があると当社が認めた場合には、当社は当該電子マネー取引情算金の支払い義務
を負わないものとします。なおこの場合においてもICOCA加盟店および当社は調査を続けることができるものとします。
5 前項後段の規定により引き続き調査を行った時で、当該調査が完了し、当社が当該電子マネー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社
は当該電子マネー取引情算金の支払いを相当と認めた場合には、当社
は当該電子マネー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社
は当該電子マネー取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、当社

第17末に左がい場合の2025年、滞納処分等があった場合、当社は当該電子マネー取引精算金を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続による限り遅延 損害金を支払う義務を負担しないものとします。

第18条(情報の収集および利用等)

第18条/情報の収集および利用等) 1.1COCA加盟店およびその代表者または当社にICOCA加盟店契約の申し込みをした個人・法人・団体およびその代表者(以下、併せて「ICOCA加盟店等」という)は、 当社が本項()に定めるICOCA加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。 (1)本契約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む当社とICOCA加盟店等の間の加盟申じ込み審査および加盟後の管理等取引上の判断の為に、以下の①②③④⑤⑥⑦のI COCA加盟店等の指象(代表者の個人情報を含む。以下门加盟店情報しという)を収集、利用すること。 ①ICOCA加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等ICOCA加盟店等が加盟申し込み時お PTが軍事に付きに目出せ、生活を

よび変更届け時に届け出た事項 ②加盟申込日、加盟承認日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等のICOCA加盟店等と当社の取引に関する事項

3)ICOCA加盟店の電子マネー取引等の取扱い状況

31COCA加盟店の電子マネー取引等の放放が外流 の当社が収集したICOCA加盟店等のクレジット利用履歴 51COCA加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項

(3) FUDICA加盟に等の含果計可設等の構設高機の100戦事項 (3) 当社が適正から満な方式で収集した登記簿、住民県等公的機関が発行する書類の記載事項 (7) 電話機、住宅地図、官報等において公開されている情報 (2) 以下の目的のために、前号①②③④の加盟店情報を利用すること。ただし、ICOCA加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上 支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は当社の指定するお問合せ窓口へ連絡するものとします。)

①当社が本契約に基づいて行う業務 ②宣伝物の送付等当社または他の加盟庄等の営業案内 ③当社のクレジットカード事業その他当社の事業(当社の定款記載の事業をいう) (3)本契約に基ついて行う業務を業務代行者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。 2.ICOCA加盟店等は、発行者が行う加盟中に込み審査、加盟保管管理等取引上の判断、および発行者が「COCA電子マネーの利用促進に関わる業務に利用するために、当社が発行者に対して本条第1項(1)①②③(ただし、①のうち代表者の氏名等個人情報は除く)記載の加盟店情報を提供することに同意します。

第19条(加盟店情報の開示、訂正、削除) 1.1COCA加盟店は、当社に対して、当社が保有する1COCA加盟店に関する情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするも のとします。 (1)当社への開示請求:当社お問合せ窓口へ

2.登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

ポスリポールの出点。1年30の永成と、「高3~3~1~1点) 当社は、「COCA 加盟店が開墾中し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第18条及び第19条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加 盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第18条第1項(2)(2)に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとるこ

第21条(JR西日本による審査等)

物と「米(い)は日本いこの智慧はり 1.当社は、当社に「COCA加盟店契約の申込みをした者(以下「申込者|といいます)の加盟店審査を第三者に委託することができます。 2.JR西日本が、ICOCA加盟店をICOCA加盟店として取り扱うことを不適当と認め、当社に対して拒否する旨の通知をした場合には、当社は、当社所定の方法でその旨を 当該ICOCA加盟店に通知するものとします。この場合には、当該ICOCA加盟店は拒否理由の開示を求めることができないものとします。

第22条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)

第22条(契約7成立時および契約隊 7後の加盟店情報の利用)

1当社が加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みをした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第18条に定める目的(ただし、第18条第1項(2)②に定める営業 案内を除く)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。 2.当社は、加盟店契約終了後も第18条に定める目的(ただし、第18条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める 所定の期間加盟店情報および加盟店契約の終了に関する情報を保有し利用します。 第23条(1COCA電子マネー取引に関する情報等の機密保持) 1.ICOCA加盟店は、本契約に基づいて知り発売電子マネー取引に付帯する情報、「COCA端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のICカード等に関する情報(ICOCA固有のカード番号等の情報も含む)ならびに手数料率を含む当社および発行者の営業上の機密を他に漏洩してはならないこと、及び紛失してはならない

UNICUSA 5. 2.ICOCA 加盟店は前項の情報が第三者に漏洩すること、及び紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置を

ともの少します。
3.1 COCA加盟店の責に帰すべき事由により、当社に電子マネー取引に付帯する情報、I COCA端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のI Cカード等に関する情報(I COCA加盟店の責に帰すべき事由により、当社に電子マネー取引に付帯する情報、I COCA端末および行帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のI Cカード等に関する情報(I COCA加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

4本条第1項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合、またはそのおそれがあると認められる場合、I COCA加盟店は、直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び当社が電子マネー取引の停止等の措置を講じることを了承するものとします。

5.I COCA加盟店は、本条第1項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知する。

るものとします。なお、ICOCA加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとします。

6.本条第1項ないし第5項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします

第24条(反社会勢力との取引)
1.1 COCA加盟店は、1COCA加盟店、役員、従業員、親会社及び子会社等の関連会社(役員・従業員を含む)が、以下に該当しないことを保証するものとします。
(1)暴力団及びその構成員、準構成員
(2)暴力団関係金素及びその役員、従業員
(3)企業から株主配当以外の不当な利益・行義と要求する団体及び個人(総会屋等)
(3)社会運動を構物して不当な利益・行義を要求する団体及びその構成員
(5)その他暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求を行う団体及び個人
2.1 COCA加盟店が前項に定める規定に違反している場合、またはそのおされがあると認められる場合は、当社は直ちに本契約を解除することができること、または電子マネ一取訂の停止、第13条第3項の支払・監督保する等と本契約の効力を保留することができるものとします。
3.1 COCA加盟店は、本条第1項に違反することにより当社に発生した損害について、全て賠償するものとします。

第25条(取扱期間)

・ 本支数のの有効期間は、1ヵ年とします。ただし、ICOCA加盟店または当社が期間満了3ヶ月前までにICOCA加盟店・当社いずれか一方から、相手方に対して書面による 別段の意思表示がない場合は、本契約はさらに1ヵ年間更新し、以後はこの例によるものとします。 第26条(解約)

78.2 COM (PREST) 1.ICOCA加盟店または当社は、本契約の有効期間中、何時でも3ヵ月以上前までに書面をもって相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとします。 2.前項の規定に関わらず、当社は、直前1年間に電子マネー取引を行っていないICOCA加盟店について、予告することなく本契約を解約できるものとします。

第27条(契約解除) 次の各号のいずれかの事由が発生した場合、当社はICOCA加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合当社に生 に指書をICOCA加盟店は賠償するものとします。 (1)第4条に反して費用負担を支払わなかった時 (2)当社に届け出ている内容に連偽の申請があった時及び届出を行わなかった時 (2)当社に届け出ている内容に連偽の申請があった時及び届出を行わなかった時

3)「COCA加盟店が、他の「COCA加盟店の電子マネー取引精算金に関する債権を買い取って、または他の「COCA加盟店に代って、当社に電子マネー取引精算金の支払

(3) I C O C A 加盟店が、他の I C O C A 加盟店が、第 1 6 条第 2 項に基づく電子マネー取引精算金の返還を怠った時
(5) I C O C A 加盟店が、第 2 3 条第 1 項または第 2 項に違反した時
(5) I C O C A 加盟店が、第 1 C O C A 加盟店の従業員をの他 I C O C C A 加盟店の業務を行う者が第 3 条第 9 項の規定に違反した時
(7) I C O C A 加盟店が、前 6号のほか本契約の各条の一に違反した時
(8) I C O C A 加盟店が、前 6号のほか本契約の各条の一に違反した時
(8) I C O C A 加盟店が、高り振り出した手形・小切手が不渡りになった時、およびその他支払い停止となった時
(9) I C O C A 加盟店が、海 7 人の変更のでは、一般の場合の中し立てまたは滞納処分を受けた時、被産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けた時またはこれらの申し立て
まらより、た時、会任によら者解析した時

(9)「COCA加盟店が、走押え、仮走押え、収売押え、収売がい中し立くまたは冷静拠かた空けた時、板産・氏事再生・会社更生・特別清卓の申し立くを受けた時またはごを自らした時。合併による背解散した時 (10)前2号のほか「COCA加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した時 (11)クレジットカード会社等との取引にかかわる場合も含めて、「COCA加盟店が信用販売制度または前払式支払制度を悪用していると当社が判断した時 (12)「COCA加盟店の営業または業態が必序良俗に反すると当社が判断した時 (13)「COCA加盟店の営業または業態が必序良俗に反すると当社が判断した時 (14)架空の売上債権にかかわる売上全額の支払い請求、その他「COCA加盟店が不正な行為を行ったと当社が判断した時 (15)「COCA加盟店が当社の信用を失墜させる行為を行ったと当社が判断した時

(16)その他ICOCA加盟店が加盟店として不適当と当社またはJR西日本が判断した時

第28条(契約終了後の処理)

票28条(契約終了後の処理) 小表契約が終了した場合、ICOCA加盟店はその後利用者に対して電子マネー取引を行う等、一切のICOCA電子マネーによる取扱いをしてはならないものとします。 2第26条または第27条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた電子マネー取引は有効に存続するものとし、ICOCA加盟店および当社は、当該電子マネー取引を本契約に従い取扱うものとします。ただし、ICOCA加盟店と当社が別途合策をした場合はこの限りではありません。 3.ICOCA加盟店は本契約が終了した場合には、直ちに「COCA加盟店の負担においてすべてのICOA加盟店は大乗りが終了した場合は、直接を関係審判ならびに印刷物(販売用具)の一切をすみやかに当社に返却するものとします。なお、ICOCA機素については、ICOCA加盟店は当社の指示に従い返却するも

第29条(本規約に定めのない事項等)

1.ICOCA加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が別に定める取扱要領等に従うものとします。
2.本契約の内容は、本契約締結以前にICOCA加盟店契約に関しICOCA加盟店および当社が締結した全ての契約に優先して適用されるものとします。

ICOCA加盟店と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第31条(合意裁判所) ICOCA加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

moca、IXXIIIV/変史) 当社が本規約の変更内容を通知または公告した後においてICOCA加盟店が利用者に対し電子マネー取引を行った場合には、ICOCA加盟店は新しい規約を承認したものとみなすものとします。

トヨタファイナンス株式会社 加盟店デスク 03-5617-2622

